軽自動

車

税

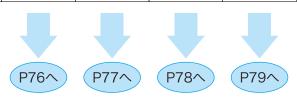
国税

・県税

## 市税に関する証明・閲覧

## 証明等の種類と手数料

証明書の種類	手数料	コンビニ交付	オンライン申請	窓口交付	郵送請求
市県民税課税・非課税証明書(所得証明書)	1件 300円	0	0	○*4	0
納税証明書	○コンビニ交付	(個人市県民税のみ)	0	○ **4	0
市税に係る徴収金に滞納がないことの証明	○オンライン申請の	×	0	○*4	0
固定資産公課証明書	場合は、	×	0	○*4	0
固定資産評価証明書	1件 250円	×	0	0	0
無資産証明書		×	0	0	0
軽自動車税(継続検査用)納税証明書※1	無料	×	0	○ **4	0
住宅用家屋証明書	1件 1,300円	×	×	0	×
固定資産課税台帳の閲覧	無料	×	0	0	0
名寄帳の閲覧	○写しが必要な場	×	0	0	0
字図(地番現況図)の閲覧 <sup>※2</sup>	合は、実費として	×	×	0	×
固定資産税路線価図の閲覧**3	1枚10円	×	×	0	×



- ※1 三輪・四輪の軽自動車の継続検査用納税証明書については、令和5年1月より原則提示が不要となっています。 詳しくはP61をご覧ください。
- ※2「福岡市Webまっぷ」にて無料で閲覧と印刷ができます。 URL https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/fukuoka/portal
- ※3 固定資産税路線価図は、市役所内情報プラザおよびインターネットでも閲覧できます。
  - 「全国地価マップ」URL https://www.chikamap.jp/(7月下旬頃更新予定)
- ※4 市内34か所の郵便局で請求・受取が可能な証明です。詳しくはP79をご覧ください。

## 証明や閲覧を請求できる方

個人や法人の秘密にかかわることですから、原則として次の方に限られます。

- (1)本人(相続人、納税管理人も含まれます。相続人等であることを証明する書類が必要です。)
- (2)本人の委任状、承諾書<sup>※</sup>などを持参した方(ご家族の場合でも委任状などが必要です。) ※委任状、承諾書は作成日から3か月以内のもの
- (3)法人の場合は、代表権のある方(それ以外の方は委任状などが必要です。)
- (4)借地人、借家人(固定資産課税台帳の閲覧、評価証明の請求に限ります。賃貸借契約書および賃借料の直近の領収書をご持参ください。)
  - ※転借人の場合は、各区役所納税課管理係にお問い合わせください。 (P97~98をご覧ください。)